

中国における民工子女の公立校への 受け入れ措置に関する研究

— 北京市政府による取り組みを事例として —

植村 広美
(2004年9月30日受理)

Research on a strategy of acceptance of Mingong children's enrollment in public schools in China:
— A case of the strategy of Beijing city government —

Hiroimi Uemura

In recent years, poor migrant workers away from rural areas have been growing in number in urban areas of China. However, a migration away from registered permanent residence is severely restricted by the "household registration law". Those migrated from rural areas and illegally dwell in urban area have serious problem including education opportunities of their children. Due to the regulation that children should be enrolled in a public school in the location of permanent registration migrant's children have to face a variety of obstacles when they seek for enrollment in public schools in urban areas.

Under such circumstances, various means have been practiced in order to secure migrant children's education opportunities. This paper traces a series of regional government's undertakings with Beijing city as a case, to provide educational opportunities for migrant children.

Key words : household registration law, Mingong children, educational opportunities

キーワード：戸籍管理制度，民工子女，教育機会

1. 問題の背景

中国では「戸籍管理制度」によって出身地以外の地域への移動が厳しく制限されているにも関わらず、近年、都市における農村からの出稼ぎ労働者の数が年々増加している。改革・開放政策以降、急速な経済発展を遂げている都市における労働力不足、及び農村における「農民負担問題¹⁾」が、大規模な人口移動現象を引き起こす最も大きな要因とされており、その数は約1億2,107万人に達する²⁾。彼らは「民工（農村戸籍出稼ぎ労働者）」と呼ばれ、厳格な戸籍管理制度ゆえに正式な都市住民としての権利を有しておらず、都市戸籍者が忌避するような3K職に従事している者がほとんどである。こうした民工たちは都市の社会構造上、マージナルな存在として位置づけられながらも、都市の発展を支える低賃金労働者という重宝な存在となっ

ている。

民工たちの意識に関して実施された調査によると、豊かさを求め農村を脱出する者たちは、都市において自らの子女に教育を受けさせることにより社会的上昇移動を試みているという³⁾。しかし、民工が都市に居住するにあたっては暫定的に居住許可を得るのみで、都市戸籍者と同等の条件での公共サービス、福利厚生を享受することができず、民工子女たちの教育機会についても様々な制度的制限が存在する。そこで、民工たちにとって切実な子女の教育機会の制限に関し、中央政府が改善のために重い腰を上げるのを待つのではなく、民工が現実に就労している地域を所管している地方の政府が問題解決に乗り出すという現象がみられるようになってきた。このように民工を受け入れていた各地方政府が、戸籍管理制度により制限された民工子女の教育機会を保障する取り組みとして、予算を投

じ問題解決に当たっている実態を明らかにするため、本稿では特に北京市の事例を取り上げ考察していく。

2. 「戸籍管理制度」と民工子女の教育機会問題

2-1. 「戸籍管理制度」制定の背景⁴⁾

中国の戸籍管理制度が歴史上正式に確立されたのは、周朝B.C.685年にまで遡り、士・農・工・商の身分制の制定と共に施行された。以後、各時代において、戸籍管理制度に基づき、人と所有地は一組とし管理されてきた。人の移動の自由に制限をかけ、定められた土地で生涯を過ごすことを原則とした戸籍管理制度は、人口数のより正確な把握、徴税、徴兵を速やかに行うことができるという利点から、2,000年間以上に渡り改変を繰り返して維持されてきた。そして、中華人民共和国建国後、1952年及び1955年に制定された戸籍管理制度は未だ不完全なものであったことから、1958年1月に本格的な『中華人民共和国戸籍登録条例』全二十四条が公布され、徹底的に人の移動に制限がかけられた。これにより、約8割に相当する農村戸籍者が農村に定着させられ、都市への居住地の移動は厳重に取り締まりを受け（第十条）、また、旅行などの短期寄留にも戸籍抄本の携行が厳しく義務付けられることになった（第十五条）。この厳しい規制が都市人口数の拡大を防ぐための機能を果たし、都市社会の安定に貢献してきた。しかし、80年代後半から都市への大規模な人口流入がおり、それゆえ、90年代に入って市場経済体制への以降と共に、戸籍管理制度が一部見直され、これまで都市戸籍者のみに与えられた特権だった都市国有部門での就業の機会や食料、生活物資の配給制度が撤廃された。

2-2. 「戸籍管理制度」と民工子女の教育問題

戸籍管理制度の改編が、結果的に農村から都市への人口流入現象に対し更に拍車をかけることとなった。特に、近年では家族で移住するケースが多く、保護者に伴われるかたちでの民工子女の数が年々増加する傾向が目立つ⁵⁾。しかし、現在、民工の劣悪な労働条件や都市における病院などの公共施設の不足など、さまざまな問題点が議論されているが⁶⁾、中でも、早急に解決を迫られている課題が、都市における民工子女の教育機会に関する規制である。

そもそも、中国では『中華人民共和国義務教育法』において、「国家・社会・学校及び家庭は法に基づきすべての学齢期児童・少年の義務教育を受ける権利を保障しなければならない（第四条）」と定められてい

る。しかし、民工子女は実際のところ教育機会を与えられないことが多い。こうした問題点が生じるのは、中国の教育制度が戸籍管理制度と密接に関連しているためである。義務教育を受けるには、戸籍所在地内の公立校へ入学することが定められている。また、義務教育段階については、国务院の指導のもと、学校管理、教育経費や教育機会提供など全ての責任が当該児童・生徒の戸籍所在地の政府に委ねられている。他方、いったん戸籍所在地を離れた児童・生徒は、原則として転入先の公立校へ入学できず、彼らが教育を受ける権利を保障する責任の主体がどこにも存在しないことになる。

2-3. 転入先の公立校へ越境入学する際の諸規定

転入先の戸籍をもたないまま他省・市戸籍の子どもが当該地の公立校に入学する場合、『義務教育法実施細則』において「戸籍所在地外において義務教育を受ける際には、戸籍所在地の教育主管部門もしくは郷級人民政府の批准を受け、転入先の人民政府に越境入学の申請を行うこと（第十四条）」と定められている。さらに、本来その土地に戸籍のある子どもが支払う学費に加えて「借読費（越境入学費、以下借読費と記述する）」、及び当該地戸籍の子どもより更に上乘せられた額の「賛助金」を支払うことにより、就学の許可を得ることが可能になる。民工子女の教育を転入先の公立校にすべて任せることは、当該校にとって施設・設備の整備、教員の準備など経費面で大きな負担がかかることになることから、こうした追加的経費徴収の方法が採られているのである。また、この借読費や賛助金は、『義務教育における学校の徴収費管理に関する暫定法（義務教育学校收費管理暫行弁法）』において各省・直轄市・自治区により規定された一定額を納めることが求められている（第八条）。北京市の場合、借読費は小学生で一学期500元、中学生では1,000元、賛助金では小学生で毎年1,000～2,000元、中学生で1,000～3,000元の支払いが保護者に義務づけられている⁷⁾。

しかし、実際には各学校が勝手に設定額を変更する場合もあり、中には高額な借読費を徴収する学校も存在する。また、その用途についても教員の給与補填に当てたり、コンピュータなどの教育機器の購入に当てるなど学校により異なる。さらに、北京市においては公立校に規定の制服があるため、保護者は100元以上もする夏・冬服を6着買い揃えなければならない、カリキュラムに組まれているコンピュータ実習のための費用として每学期100元以上、給食費として1ヶ月80～100元、每学期数回行われる旅行費用が50元など、学

費や借読費以外のありとあらゆる費用すべてを保護者は負担しなければならない。従って、学費、借読費、雑費、制服費、給食費、コンピュータ実習費、旅行費を加えると、小学生の場合でも一学期に少なくとも1,600元ほどがすべて家庭の負担になる⁹⁾。ほとんどが低所得層である民工家庭は、子女を転入先の公立校に入学させたくても、学費や借読費、さらには諸々の雑費が高すぎ、入学したくても出来ないか、たとえ入学してもその多くは中途退学せざるを得なくなる。北京市の西のはずれにある石景山地区における調査によると、民工家庭の92%以上が、小学校の学費として負担可能な金額は一学期600元以下だと答えている⁹⁾。貧しい民工家庭において、公立校へ越境入学する際にかかる一学期1,600元ほどの学費は負担可能額を遙かに超えている。

3. 民工子女の教育機会の保障に関する政策の展開

3-1. 中央政府制定の関連法規

こうした状況に対応するため、国家教育委員会¹⁰⁾は1996年に初めて『都市部における流動人口中の学齢期児童少年の就学暫定法（城市流動人口中適齢少年就学弁法）』を公布し、民工が多く流入する北京市豊台区・上海市徐匯区・天津市河北区・深圳市羅湖区・浙江省義烏市・河北省廊坊市の六都市において、実験的に民工子女の就学に関する問題を解決するための取り組みを行った。この法令により対象となった六都市において、まずは民工子女の就学状況を把握するための大規模な調査が実施された。そして、この調査により明らかになったデータを基に、1998年に国家教育委員会と公安部は全国において同法令を施行し、これまで触れられてこなかった流動人口中の学齢期児童・学生の就学に関して規定した。同法には、「保護者の戸籍所在地においてその子女は就学することが原則であり、戸籍所在地における人民政府は義務教育段階における学齢期児童が他地域に移転することを規制しなければならない（第三条）、移転先の人民政府が民工子女の義務教育機会を提供し管理しなければならない（第四条）、移転先の人民政府、区・県レベルにおける教育行政部門、学校および公安派出所が民工子女の登記簿作成などを制度化し、学校においては臨時の学籍簿を作成しなければならない（第五条）」と定められている。また、「日々の学校生活の中で、越境入学した民工子女に対し居住地戸籍児童と同等な扱いをし、児童、学生は少年先鋒隊、共産党青年団に加入するなど校内外の活動に参加しなければならない（第

十四条）」などについても言及されている。しかし、この法令の条文それ自体には矛盾がある。すなわち、義務教育段階の児童・生徒の戸籍所在地外への移転を当該地政府が規制しなければならないとする一方で、移転という事態を想定し、移転した場合は転入先の政府により教育機会の提供を十分に行わなければならないと定めているのである。中央政府にとって、戸籍管理制度の規定を遵守させることは大前提であるとはいえ、実際には戸籍所在地を離れる者がおり、彼らに対しても同等の機会を保障するための現実的姿勢をとらざるを得ないのである。

但し、「各省・自治区・直轄市人民政府はこれらの取り決めに依拠した上、それぞれ地区の状況と照らし合わせながら、具体的な実施方法を独自に制定すること（第十九条）」とされており、中央政府は上記の法令において省レベルの政府の具体的な責任や義務については触れておらず、また、民工が大量に流入している地区に対し教育費を補助するなどの政策も採っていない。このような中央政府制定の法規は、転入先の公立校に入学させるに当たり最も高い壁として立ちのかる借読費などの支払いが困難である民工子女の現実を反映しておらず、彼らに教育機会を十分に提供する上で、実効性をもつ規定となっているとは言い難い。

こうした状況下において、民工たち自らの手で、公立校へ入学できない子女のための簡易学校が設立、運営されるようになった¹¹⁾。簡易学校は、貧しい民工家庭にとって現実的な選択肢の一つとして重要な役割をもつが、多くの簡易学校は立地する所管政府の認可を受けておらず、教員資格を持たない教員により行われる授業は公立校のレベルに比べ劣るものである。また、教材機器なども十分に揃っておらず、閉鎖した工場の跡地を借りている場合が多いため老朽化した校舎は安全性の面においても適切な教育環境とは決していえない。さらに、一部の学校では卒業証書の発行も実施されておらず、これでは、民工子女の教育機会に関する問題を解決出来てはいない。

3-2. 北京市政府による公立校への受け入れ策

中央政府による一片の法令、及び民工自身による学校運営だけでは、都市における民工子女の教育機会に関して、依然として数多くの問題を解決できないことから、各地方政府が改善に取り組む姿勢を見せ始めた。民工が多く流入している上海市、広州市、厦門市、杭州市などの各都市において、民工子女のための簡易学校の監督、指導の強化、一部児童の公立校への受け入れなどの取り組みが行われているが、なかでも、首都である北京市は、ユネスコの協力を得て民工子女の

教育状況を把握するための調査を実施した後、市政府予算を投じ積極的に民工子女の公立校への受け入れ策を講じた。この背景には、急速な開発が進められている北京市において、社会のさまざまな場面における高度経済成長を支える民工の多大な貢献が周知の事実としてある。その親たちに伴われて北京に来た民工子女たちの教育機会に関し、現行制度に問題があるとすれば、市政府が積極的に改善を図り、平等な教育機会を提供すべきだという共通の認識が、民工のみならず都市戸籍者である北京市民の中にもある。また、現在の北京市では「一人っ子政策」により都市戸籍児童数が減少したことにより、最高120万人の民工子女を受け入れることが物理的に可能であるという設備面での条件も整っている。

こうした背景から、北京市政府は2002年4月に『流動人口における学齢期児童の義務教育に関する暫定法（北京市対流動人口中適齡児童少年実施義務教育的暫行弁法）』を採択した。同法には、「民工子女の教育機会を保障する責任は、北京市教育委員会にあり、各区政府の責務を明確にする（第二～四条）」、「特に貧困家庭における民工子女が公立校へ越境入学する際、借読費の減額や免除を受けることができる（第五条）」、「各学校による自由裁量ではなく越境入学の規定を明確にすること（第七条）」などが定められており、同年9月から施行されている。これにより、北京市におけるすべての公立小・中学校において、借読費をこれまでの半額にし賛助金の徴収を取りやめ、その肩代わりとして北京市政府が毎年約2億元を負担することになり、民工子女と公立校の高い垣根を取り払う措置が採られるようになった。加えて、市の中心区である朝阳区・海淀区・豊台区の三区においては、民工子女の越境入学に際し、それぞれ5,924万元、4,770万元、4,230万元を市政府が負担することになった。三区の合計支出額である約1.5億元は北京市の教育事業費支出の10%以上にもなり、結果的に54,310名の民工子女が公立校に越境入学することが可能になった。

3-3. 各区政府による公立校への受け入れ策

また、北京市における各区レベルの政府においても、民工子女の教育機会を保障するための取り組みがそれぞれ実施されている。最も民工が集中する豊台区では、豊台区政府により、1998年8月に『北京市豊台区における暫定法（北京市豊台区暫定法）』が公布され、一年以上豊台区に居住する予定の民工子女の公立校への越境入学に関し、いち早く対策が講じられた。豊台区政府は約35万元の区予算を投入し、児童数の減少により廃校になった公立校8校を民工子女の

ための学校とし、校舎の修復、寄宿舎の建設など教学環境の改善を行い、学校側による規定額以上の借読費の徴収に関する厳重な取り締まりを行った。

また、北京市在住の民工の三分の一が居住する石景山区においても、教育水準の低い簡易学校に通わざるをえない民工子女たちに関し、1997年から区政府・区委員会・区人民代表大会・区政治協商会議などの各部門により、非常に問題視されてきた。特に、2001年3月に北京市全区の参加により実施した教育事業会において同区が発表した『教育改革を深めるにあたり全面的に素質教育の実施を推進する意見（關於深化教育改革，全面推進素質教育的實施意見）』中で、「民工子女の教育問題を解決することが科学教育振興区としての戦略課題である」と述べたことを皮切りに、同区政府により民工子女の教育機会を提供する本格的な対策が採られた。廃校になった職業高校の校舎をそのまま使用し、民工子女のための中学校として開校し、また、元ある小学校の分校というかたちで民工子女のための小学校が新設された。筆者が2002年に訪問した石景山区にある民工子女のための中学校では、生徒が自宅から通学するのでは、共働きの親に代って家の手伝いもしなければならない民工子女たちが宿題に取り組む時間を取れないという現状に鑑み、学校では全寮制がとられていた。加えて、高校進学に向けた補習授業も実施されており、当然のことながら簡易学校とは比較にならないほど学習する上での設備やシステムが充実していた。また、北京市教育科学研究院石景山区分院の孟佳氏は筆者のインタビューに答えて、石景山区でとられた民工子女のための公立校開校という施策の背景について、以下のように述べた。

「近年、北京市における民工の数は年々増加しており、彼らは地元の農村には帰らず北京市に生活の基盤をおき、都市における市民権を獲得しようとしている状況が多く見られます。このように、長期にわたり北京市に滞在する民工子女が正規の公教育を受けられないまま成人していくことは、北京市の今後の発展にとって大変不利なことです。また、北京市民の大衆の文化水準を下げる歯止めをかけるためでもあり、今回、民工子女が公立校へ入学できるよう、民工子女のための公立校を開校しました¹²⁾。」

更に、2001年から宣武区では政府が少子化のため使用しなくなった空教室や新たに設立された学校において、民工子女を公立校へ受け入れる体制をとり始めた。これらに続き、北京市では他区においても、北京市政府制定の暫定法により借読費の半額及び賛助金の徴収を取りやめたことから、経済的に公立校へ入学できるようになった民工子女たちを積極的に公立校へ受

け入れる措置がとられるようになった。

4. 民工子女の公立校 受け入れ後の状況

2004年8月に開催された「北京市における民工子女の義務教育機会工作会議（来京務工農民子女接受義務教育工作現場会）」において、中国共産党北京市委員会常任委員の朱善璐より「北京市政府の努力の結果から、北京市における民工子女の公立校越境入学問題は大きく解決に向かっていく。今後も、北京市政府は効果的な改善の措置を全力で模索していく」との発言があった¹³⁾。その具体的な成果については、「北京市における小中学校の教学活動会議（北京市中小学教学工作会議）」で、中国共産党北京市委員会副書記の龍新民により、「2004年7月現在、北京市において学期にあたる民工子女の数は約23.5万人に達しており、その80%以上は公立校に通っている」との報告があった¹⁴⁾。こうした移転先での教育を受ける権利を確保された民工子女たちは、都市戸籍である北京市の子どもが大半を占める教室で如何なる学校生活を送っているのだろうか。各種報道及び北京市教科院が実施した民工子女の心理分析調査からは、以下のような民工子女の公立校での活動、学習の実態が浮かび上がってくる。

宣武区では、2001年9月に「紅蓮小学校」、「麻峪小学校」、「広安中学校」の公立校三校において、積極的に民工子女を受け入れる策がとられた。学校側は、北京戸籍の児童と同じ学校で教育を受ける権利を与えられた民工子女たちに対し、学級編成からクラス委員の選出、文化・公益活動の参加、賞罰など学校活動のあらゆる場面において、北京戸籍の児童と同等に対処する「平等な教育」をスローガンに進めている。「広安中学校」では、成績・身体・品德共に優れている児童・生徒が各学校の規定により選出される「三好学生」の47%以上を民工子女が占めるとい¹⁵⁾。また、北京教育科学研究院が小学生を対象に実施した調査によると、「2時間以上かけて家で宿題などの学習をする」割合が、北京戸籍の児童では4.3%に対し、民工子女では31.2%を占める¹⁶⁾。同調査報告書は、民工子女たちは自分たちが特殊な家庭環境にあるにも関わらず、学習を始めとする学校活動に意欲的に取り組む様子が伺えると結論づけている。

他方、公立校に通う民工子女が教室での人間関係をめぐるトラブルに巻き込まれる場合もある¹⁷⁾。例えば、安徽省出身で、現在は北京市海淀区に住んでいる候戦強くんという成績が大変優秀な小学2年生の少年

がいる。レストランに勤務する父親の月収はわずか700円でさらに、家庭には病弱の姉がいて、その治療費に出費がかさみ、家庭の経済状況は厳しい。北京に来た当初、候戦強くんは父親の希望で教育水準の高い北京の公立校に通い、越境入学した数日は学校生活に非常に満足していた。ところが数日後から、地元北京の子どもたち数人からいじめを受けるようになった。いじめっ子たちは候戦強くんを囲んで「田舎者」呼ばわりをし、殴るなどの暴行を加えた。ただ、候戦強くんはその場では抵抗せず、次の日になって担任の先生に報告した。すると、また同じメンバーの子どもたちが、候戦強くんに対して「先生に告げ口をした」と言いがかりをつけてきた。その翌日、候戦強くんはその「言いがかり」について先生に報告したが、候戦強くんは、またそのいじめっ子たちから反撃されるということが繰り返された。学校側はこの事件を大きな問題として取り上げなかった。適切な対処や解決策に乗り出さなかった学校に対して父親は居た堪れなくなり、本人の希望もあって候戦強くんは公立校から民工子女のための簡易学校へ転校することに決めた。この種の事件は、新聞等でも多数報道されているように日常的に生じるものであることから¹⁸⁾、公立校側もクラス編成の際に地元の子とも民工子女を分け、できるだけ両者を接触させないように配慮している学校も少なくない¹⁹⁾。

また、石景山区が実施した心理分析調査によると、公立校に在学する民工子女の中学一年生は、表1の通り、「反抗傾向」、「孤独感」、「達成意欲」において「問題あり」とされ、「少々問題あり」を合わせると、半数近くになる²⁰⁾。つまり、民工子女たちには、反抗する傾向、孤独感が強く、達成意欲が乏しいという共通の特徴がみられるということになる。この結果については、「民工子女は、自分たちの辛苦な生活と都市の繁栄とを同時に目の当たりにしており、そのことが心理的な衝撃や不平等感を生じさせているのだろう」と解釈されている。子どもがこうした傾向を持ったまま成長をすると、将来、一部の者が社会不安を引き起こしかねないとの懸念も表明されている。ただし、この調査は民工子女だけを対象者としているため、こうした傾向が民工子女特有のものであるのかは判断できない。しかしながら、都市における過熱化する受験競争に見られる共通した特徴であるのか断定はできないが、民工子女の半数近くが心理分析において多方面の問題を抱えていることだけは紛れもない事実である。

5. まとめ

北京市政府による積極的な解決策が功を奏し、これまで制度上まったく閉ざされていた農村出身者にも都市での教育機会の門戸が開かれ、上述したとおり80%以上の民工子女の教育問題が解決された。中には、学習をはじめとする学校生活に関し、地元の子どもにも増して意欲的な姿勢で取り組んでいる者も見られ、教育の機会均等へ向けた地方レベルでの取り組みは一定の成果をおさめたと言えよう。しかし、物理的に公立校へ入学できたとしても、民工子女の中には、都会になじめず一種の引け目のようなものを感じている者も少なからず存在する。今後、都市の新しい住民である民工子女が、地元の子どもたちと同等に学校生活を送るための配慮は、一部の研究により懸念されているように、民工子女の存在が将来社会にとって不安定要素とならないようにするためにも必要であろう。民工が多く流入する北京市をはじめとする諸都市では、現在、民工子女の教育問題の問題に関し、ようやく最初の一步を踏み出した模索段階である。中央政府は、民工流入地の政府が自ら問題を解決することを求める姿勢をとっているため、地方政府は予算をつぎ込んで問題解決に当たらなければならない、地方財政が圧迫される事態が生じている。中央政府は責任のすべてを地方まかせにするのではなく、今後、義務教育機会の確保という課題にとどまらず、より広く民工の基本的な人権の尊重という観点に立って、戸籍管理制度をはじめとする旧来の制度の見直しを行う必要があるように思われる。

【注及び参考文献】

- 1) 農村に居住する農民たちは、人民公社から解放され国家は経済面において「農民開放」策をとりながらも、引き続き、農業、農村を現代化の資金源と見なし、税収の強化を通じて農村から莫大な資金を調達している。農民負担問題については、張玉林『転換期の中国国家和農民(1978~1998)』農林統計協会、2001年。に詳しい。
- 2) 中国国家统计局編『第五次人口普查資料』中国国家统计局、2002年。
- 3) 李強「影響中国城鄉流動人口的推力与拉因素分析」、『中国社会科学』2003年1月号、中国社会科学院。
- 4) 中国の戸籍管理制度については、俞德鵬編『城鄉社会 从隔離走向開放—中国戸籍制度与戸籍法研究』山東出版社、2002年。及び、若林敬子『中国の人口問題』東京大学出版会、1989年。を参考に執筆した。
- 5) 中国国家统计局編『第五次人口普查資料』中国国家统计局、2002年。
- 6) 中国社会科学院が実施した民工の都市での生活実態に関する大規模な調査から、彼らの劣悪な労働条件や居住環境、また、公安による不当な行政執行が行われている状況が明らかになっている。外来農民工課題組編「珠江三角洲外来農民工状況」『中国社会科学』総94期、1995年。
- 7) 1元=約15円に換算。
- 8) 北京市石景山区課題組「石景山区流動人口子女教育状況の調研報告」張鉄道編『流動人口子女教育問題研究』未来出版社、2003年、174頁。
- 9) 北京市石景山区課題組編前掲論文、169-178頁。
- 10) 1998年の国务院行政機構改革により名称を改名した教育部の前身である。
- 11) 現在、北京市には北京市政府の運営許可を受けず開校している簡易学校は、生徒数1,000人を超える大規模なものや、数人の生徒で運営される私塾のようなものなど形式はさまざまであるが、民工が最も集中し居住する朝陽区・海淀区・豊台区・石景山区だけで240校以上存在する。
- 12) 筆者のフィールドノート(2002年9月18日)より。
- 13) 人民網「20万人民工子女今秋在京入学」、人民網2004年8月13日。
- 14) 新京報「北京保障民工子女教育」、新京報2004年8月17日。
- 15) 北京教育信息2002年9月3日「流動人口子女就学有多渠道」。
- 16) 何光峰「流動人口小学生学習問題の現状、成因及対策的研究」北京教育科学研究院編『改善城市流動人口子女教育研究報告集』北京教育科学研究院、2001年、30-32頁。
- 17) 11)に同じ。
- 18) 中国農網2002年4月18日「流動人口子女求学之路步步難辛」、江都教育2004年6月8日「民工子女上学遭遇隔離政策?」、千龍網2004年2月19日「起跑線上不公平 警惕農民工子女心理辺縁化」、新華報業2003年12月22日「中国九城市流動兒童狀況調査」、などの各紙に、民工子女が公立校において地元の子どもとのトラブルに巻き込まれるケースが報道されている。
- 19) 筆者が、2002年北京北京市石景山区において廃校になった職業高校に新設された「外地来京人員子弟学校」中学校の校長にインタビューを行い得られた証

中国における民工子女の公立校への受け入れ措置に関する研究 — 北京市政府による取り組みを事例として —

言である。筆者のフィールドノート（2002年9月17日）。

道編『流動人口子女教育問題研究』未来出版社、2003年、217-225頁。

20) 王曦「流動人口子女心理特点的調査報告」, 張鉄

(主任指導教員 大塚豊)